

国保の源流の筑前宗像の「定礼」と「こもり」との地域的一致考

小 山 一 乗

はじめに

本稿のねらいは、少子高齢化対策の一環で本年二〇一八（平成三十）年四月一日付で、国民健康保険制度の運営主体が市区町村から都道府県に移管されるという制度発足以来八〇年目の大改革の時宜のもと、国民健康保険制度の源流といわれる九州筑前宗像の「定礼（常礼とも。以後、定礼）地区」と称されるところには、異概念の「こもり（籠もり）、以後「こもり」が記録されていて、定礼のなかった地区にはこもりの記録がないという事実、すなわち、「こもりが連帯感を高め、定礼が連帯感の賜物であるとしたら、これは偶然の一致であろうか」必然の一致なのかとの提題（医師・井上隆三郎、一九七九）^①をうけて、「定礼」と「こもり」との関係を考える端緒を得るために取り上げた舍利蔵村の事例の覚書の作成が本稿のねらいである。

なお、本稿で取り扱う対象「定礼地区」舍利蔵村は、戦前「内務省が福岡県に命じて作成させた調査記録（昭和十年頃）」において、「福岡県宗像郡上西郷村舍利蔵地区（福岡町、現 福津市）の定礼が、当時より約百年前（天保年間、一八三五年ごろ）に始まり、最も古い」としている^②ので、その舍利蔵村（舍利蔵地区）を取扱う。

本稿着手の前提として、

(1) 国民健康保険制度創設（戦前の一九三八（昭和十三）年七月一日）から、直近の改正の一九五八（昭和三十三年）年を経て二〇一八年（平成三十年四月一日）までの経緯を概観した（詳細は割愛）。

(2) 次に先駆的研究である井上隆三郎『健保の源流―筑前宗像の定礼』を中心にとりあげ、「定礼地区」と称される地域を、旧唐津街道を中心に歴史地理的に概観した（詳細は割愛）。

(3) 「本木村の庄屋 治助」等四名の庄屋達すなわち同じ産土神を奉ずる産子たち^{うぶこ}が、産子は将来の社会の労働的財産という発想をベースにして、貧窮産子救済策・捨子未然防止経済策を、地域（いわば市区町村）から藩政（いわば都道府県）へ提言した企画案の流れの構造を、二〇一八（平成三十）年の改革構造とすり合わせて俯瞰すると、政策改革の基本軸の一つを或る意味で上へ投げかけて移管するという今昔の構想の智慧が酷似している事態が議論の俎上にあがり検討した（詳細は割愛）。

一 国民健康保険制度

1 医療保険とは

周知の如く「相互扶助の精神のもとに、病気やケガに備えて収入に応じた保険料を徴収して、医療を受けたときに保険から医師に医療費を払うしくみ」である。個々人の「収入に応じて徴収された保険料を原資」として運営される制度で、その納めた保険料の多少に無関係に、貧富の差に関係なく、皆が平等な医療が受けられる相互扶助制である。この納付額の多少に無関係に皆平等均質な医療が受けられるという思想の源流が筑前宗像の定礼（常礼）制度であるといわれているのである。周知の如く、今日では、保険には、①サラリーマンが加入する「被用者保険（職域保険）」、②自営業者・サラリーマンOB等が加入する「国民健康保険（地域保険）」、③七五歳以上の

者が加入する「後期高齢者医療制度」がある。(傍線筆者)

二 国民健康保険制度の創設・変遷

1 国保創設…農民漁民、自営業者のために誕生した国民健康保険(一九三八年・昭和十三年)

現行法の前身である国民健康保険法(以後「旧国保法」)は筑前宗像の定礼じょうれいを制度設計の下地にして、立法・制定・施行されたのが戦前の一九三八(昭和十三年)年七月一日で、二〇一八年からちょうど八〇年前である。

背景的状况は、当時、工場や炭鉱で働く労働者、会社員などのいわゆる被用者対象の健康保険はすでに制度化されていた。しかし農民や漁民、都市部の自営業者等対象の公的健康保険制度はなかった。ゆえに、医療を受診出来ない国民も多く、とくに農村部では凶作等に起因する貧困は凄まじく、罹患すると田畑や家のみならず、愛娘を身売りして医者にかかるという悲劇が常態化していた。

そこで、農林水産業者や自営業者などの医療費の負担を抑えるために旧国保法が立法・制定された。これが今日まで継続している市区町村国保制度の嚆矢濫觴である。今日の如き強制性はなく、任意組織であり、市区町村単位の「普通国保組合」と同業同種で運営する「特別国保組合」組織である。第二次世界大戦の激化で衰退した。

i 平均余命変移(戦前から戦後への変移)——四〇歳代から五〇歳代へ——

平均余命とはある年齢の人々が、その後何年生きられるかという期待値を意味するが、激動期戦前・戦後の平均余命は、「完全生命表における平均余命の年次推移」(統計年・昭和二二年版)によれば、昭和十年は、新生児の男は四六・九二歳、女は四九・六三歳。昭和二二年になって、男は五〇・〇六歳、女は五三・九六歳となる。平均余命が五〇歳を超えたのは、昭和二十年を過ぎてからである。

ii 義務教育一五歳で人生五〇年の将来進路展望から、人生八〇年展望問題……中等教育学校創設で対応

昭和二十二年は教育基本法や学校教育法が公布施行された年である。中学校教育の目標規定に「二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」（学校教育法二十六条）とあるが、中卒の一五歳での平均余命はおよそ三五歳となり、生涯年齢五〇歳を展望した進路選択をする能力養成が課されていた。今日では新生児の平均余命は八〇歳を超えた。従って一五歳で八〇歳（までの将来の進路を選択させるのは至難であるので、一九九八（平成十）年六月の学校教育法改正で中高一貫の中等教育学校が設置され、一八歳で進路を選択させるといふ余地・施策が用意されたことは贅言を要さぬ。

2 旧国保法改正で市町村公営化（一九四八年・昭和二十三年）

対日米国占領政策下、連合国軍総司令部（GHQ）の勧告もあり、一九四七（昭和二十二）年に国からの大規模な財政支援を受け息を吹き返し、翌一九四八（昭和二十三）年七月に旧国保法改正し、任意組織であった国保は市区町村主体の公営に改正され、徐々に安定的な運営が可能にはなってきたが、その後も国保の運営に窮する市区町村がある。当然、いわゆる健康保険に加入できない国民が一九五六（昭和三十一年）年三月末時点で約三千万人（当時の人口の三分の一）も存在し国民総人口の三分の一が加入できない状態は、必然深刻な社会問題である。

3 現行の「国民健康保険法（新国保法）」が施行（一九五八年・昭和三十三年）

真の終戦（昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ講和条約発効）で休戦状態が終了した。一九四八年の改正国民健康保険法施行から、一〇年が経過した社会情勢を背景に、「健康保険を全国民に普及させよう」という機運が熟し、一九五八（昭和三十三年）年十二月に現行の「国民健康保険法（新国保法）」が施行された。しかし、肝腎な運営主体は旧態依然の市区町村とされ、広域化は実現しなかった。全国すべての市区町村に公営国保の設立

の義務化を規定し、一九六一（昭和三十六）年までに国民皆保険の実現を目指すことになった。

真の終戦・独立後、文部大臣初の『学習指導要領』の文部大臣告示が始まった。

4 国民健康保険（国保）の運営主体を市区町村から都道府県に移管（二〇一八年・平成三十年）…大改革

——「非正規雇用と無職で八割を占める国民健康保険、制度存続の正念場」——

一九五八年の改正から六〇年が経過した。少子高齢化が著しく進み、国保加入者は相対的に所得が低いため、徴収される保険料には限界がある。平均年齢は高いので病気や負傷する人は多く、医療費は多額となる。加入者の年齢構造上の問題から、他の健康保険に比べると国保の運営は非常に厳しく、恒常的な赤字運営に市区町村は悩まされてきた。今回の改革は持続可能な国保財政の安定化のために広域化を図り都道府県へ運営主体を移管する。積年の課題だった。

三 国民健康保険の源流の定礼

1 定礼の定義

定礼・常礼の定義は、巷間の一般的な辞典・字典・事典類には見出し難く定礼地区の村民独自の用語である。定礼の定義については、本稿では定礼最古地区の舍利蔵村を行政範囲とする福岡町（現福岡県福津市）の定義をみる。

福岡県宗像郡『福岡町史③通史編』の「第十編 民俗、第三章 相互扶助の「定礼」」の項に次の記が見える。

・定礼とは、一定の謝礼米を出し合って、その村の住民が自由に施療ができるようにした取り決めである。加療の有無にかかわらず、資産等に応じて米を出し、一括して医師に支払う医療請負制度である。記録の上では「定礼」・「常礼」と記されている。

・「定礼」には、医師にかかってもかからなくても、その人の資力に応じた定まった額を謝礼するの意味があり、「常礼」には常づねお世話になっていてる医師への謝礼をかかしてはならないとの意味がある。
定礼と記す記録が多いことから、ここでは定礼に統一する。定礼という用語は、一般の辞典に記載はなく地域独特の用語である^④。

「こもり【隠・籠り】」とは「①こもること。隠れてあらわれないこと。②社寺に泊まって祈願をこめること。(略)」を使用する。

なお、定礼の行われたところの表記を、関係文献も史上「定礼地区」と馴致しているので、本稿もそれにならう。「こもり」の行われたところは「地区」とは馴致されていないので、本稿では辞書にならない「地域」を使用する。

2 国民健康保険の制度設計の政府調査官のヒアリングに自信を与えた福岡県神興村手光の定礼・医薬財団組合
この村(手光村)は「宗像郡の西南部、鹿児島本線にそって、福岡町・津屋崎町・上西郷村等と隣接している。

福岡市より約六、七里隔てた戸数約三七〇戸の純農村で経済的には中流である。手光・津丸・八並の三部落があつて、いずれも医療互助組合を作っている。明治時代中期、赤痢が大流行。米を抛出し合ひ一八九九(明治三十二年)に村立の「神興共立医院」を設立し医師を招請。一九三五(昭和十)年、政府派遣の調査官は神興村手光の区長や神興共立医院の安永桂定礼医から詳細をヒアリングした。国派遣の調査官は、農村地区でも保険制度は可能との自信を得たという。安永喜四郎・安永桂の父子は、献身的に地域医療に尽力した。平成十三(二〇〇一)年に、定礼医院を記念し功績を後世に伝えるため、その跡地に定礼公園がつくられた。



『福間町史』

3 最後の定礼医の高村直嗣医師（二八八四～一九五八）を称える「高村翁頌徳之碑」（福津市）

最後の定礼医で診断も的確で人格的にも医師の鑑と称された高村直嗣医師の存在は「高村翁頌徳之碑」で知られる。この碑は定礼制度が、史実であること、定礼医師が存在したことの証拠を示している。同医師は昭和三十三年他界であるから、高村医師の治療を受けた生き証人（住民）は、平成三十年現在生存している。他ならぬ筆者（上西郷村）もその一人である。長崎で近代医学を学び当時の最先端的医術の知識技能・術式を有する医師であった。生活困窮者が切り詰めて医療費を支払いにきても受け取らず持ち帰らせた。年中二四時間東奔西走した「定礼地区」は「畦町村・八並村、久末村、本木村・内殿村・上西郷村（福津市）、野坂村大穂（宗像市）の各地区」等である。これ等の地区を四十八年間昼夜、医業に精進し郷土の恩人として死後半世紀以上経った現在でもなお慕われ頌徳之碑が立てられた。

四 定礼の始まった山村

1 定礼の源流…宗像郡上西郷村の「舍利蔵・本木」、鞍手郡山口村山口の「小原・畑・里・浅ヶ谷・野中」
実施された地区の大字の空間・時間・人間に先ず注目する。定礼制度形成地区分布と、宗像という郡内の寺社境内・空間での「（お）こもり」事象地域分布との相関性を検証すると、井上隆三郎は一致するという。つまり定礼のあるところには「こもり」の記録があるという。「こもり」の記録のないところには定礼が無いという。^⑥「こもり」地域と定礼地区との一致は、果たして「偶然の一致であろうか」^⑦（井上隆三郎、一九七九）との提題は筆者にとっても看過出来ない。

さて内務省が福岡県に命じて作成させた調査記録の記に次がある。すなわち「福岡県宗像郡上西郷村舍利蔵（福

間町、現福津市)の定札が、当時より約百年前(天保年間、一八三五年ごろ)に始まり、最も古いとしている。(中略)ところで、昭和十年ごろの県調査で、定札の始まった時期が古いもの、及び不明のものは次のとおりである。これらは、奇しくも宗像、鞍手、粕屋の三郡の境にある山村で、しかもお互いに近い。」と記している。

具体的には、宗像郡上西郷村内殿(不明)、宗像郡上西郷村舍利蔵(約百年前)、宗像郡上西郷村本木(約四〇〇五〇年前)、鞍手郡山口村山口・小原(不明)、鞍手郡山口村山口畑(不明)、鞍手郡山口村山口里(不明)、鞍手郡山口村山口浅ヶ谷(不明)、鞍手郡山口村山口野中(不明)が指摘されている。⁽⁹⁾

鞍手郡地名の傍線部分は「小字」である。ところで、「上西郷村本木(現福津市)の定札が、同じ時点で二二〇年も前の享保初年(一七一六)に始まったとする」異説があるという。井上隆三郎は享保説に考証を加えているが其の詳細は割愛する。井上は「不明」とは、その村の古老が知らない、即ち古老が生まれるはるか前に始まった、ということに違いない⁽¹⁰⁾と推理している。

注目すべきは、上西郷村内殿、本木と鞍手郡山口村山口の五つの小字は、郡境をなす三坂峠(表記「三坂」は井上著による。一般に見坂峠と称す)を通る同じ街道上に並ぶ。かつ舍利蔵も隣接している。(傍線部筆者)井上は、「舍利蔵は、昭和十年を去る百年前(天保)に定札が始まっている。これは古老により正しく伝えられた伝承によるものであろう。」と推定している。舍利蔵は「正しく伝えられた伝承」の地区と評価している。筆者は幾たびも超えたことがある三坂峠は道幅も狭く急カーブで、牛馬も車(往年の省営バス)も越すのは危険な難所である。内殿と山口村山口は「不明」であるが、「伝承の寿命が百年ぐらいであるとすれば、この「不明」は調査当時より百年ぐらい前、即ち天保に始まっていたと考えてよい。」と井上は記す。山村に囲まれている本木については、異説はともかく、「県調査の明治二十〜三十年説よりも相当に古いかもしれない。」と考察している。諸記録を考察した結果

から井上は次のように記している。

宗像郡上西郷村本木、内殿、鞍手郡山口村山口の小原、畑、里、浅ヶ谷、野中の定礼は、最も古いとされていた舍利蔵に劣らず、あるいはそれ以上に古いかも知れない。そうして、健康保険の源流である定礼は、これら宗像、鞍手の郡境の山村のいづれから、天保（現在より一四〇年前）年間の江戸期から始まったものと考えられる。宗像郡の定礼調査の結果定礼はおもに大字単位で行われ、三七地区に存在していたことが確認された。¹¹⁾

宗像郡には幕末には約六〇の村が在り、そのうちの三七地区において定礼があった。

2 昭和十年頃まで残っていた所（国民健康保険史記載分より）

井上隆三郎が整理した資料は次の①～⑩である。詳細は省く。① 神興村手光の医薬財団組合。*明治三十二年設立。津丸区と協力して神興共立医院を作った。② 神興村津丸の組合。③ 神興村八並の組合。④ 上西郷村畦町の組合。⑤ 上西郷村本木の組合。⑥ 上西郷村舍利蔵の組合。⑦ 上西郷村内殿の組合。⑧ 上西郷村上西郷の組合。⑨ 池野村池田の組合。⑩ 岬村鐘崎の組合。⑪ 大島村の組合。¹²⁾

広範囲で長期間行われていたことがわかる。

3 「定礼地区」と呼称される地区

「各家庭から玄米を集め、定礼医に差出すことで1年間受診できた。平均は1世帯1俵半（約九〇kg）で、富裕な人は最高四～五俵（約二四〇～三〇〇kg）、貧しい人は最低五～六升（約七・五～九kg）と差がある。」。各地区の様子（概要）を記す。

i 手光・津丸地区は、明治時代中期に、赤痢が大流行。米を抛出し合い一八九九（明治三十二）年に村立の「神

興共立医院」を設立し医師を招聘した。

ii 内殿地区は、地区に一人の定礼医が普通で選択肢はなかった。当地区は無医村であり他の地区の医者を選ぶことができた。他の地区と異なり拠出金から三割の補助をうけ、七割が自己負担であった。自己負担の割合はことなるが、現在の国民健康保険制度コンセプトに近い仕組みである。

iii 舍利蔵地区は、江戸時代後期の天保年間（一八三〇～一八四三）頃に始まり、最も古い定礼とされた。無医村であったので糟屋郡孤野村（古賀市）の医者而定礼医とした。牛による二俵の定礼米運搬の峠越えは難儀であつたとされる。

iv 鐘崎地区は、漁村に定礼があるのはめずらしく、大正期に始まった。春から秋にかけての鯛漁の季節に当日は個人の漁は休みにして村落総出で、定礼金を払った人も払ってない人も一緒になつて鯛網引きを行い、魚市場に出し換金し未納の定礼金を定礼医に渡した。鯛網引きは年に何回というきまりはなく必要に応じて行つていた。

v その他は、一般に鎌倉時代から重要な牛馬耕があり、宗像郡でもその牛馬に対する定礼があつた。一九〇三（明治三十六）年に宗像郡獣医師会が作成した牛馬常礼法では、牛は一頭につき玄米五升（約七・五kg）、馬は六升（九kg）と定められていた。（井上著）

4 定礼発生における相互扶助精神以外の社会的発生条件

無医村問題打開策として「医師にも衣食に足るだけの収入がなければ、無医村とならざるを得ない。（中略）明治期から昭和初期にかけて「医は仁術」の時代には、医療費の未納はきわめて多かつたという。江戸期ではもっと未納例が多かつた可能性も否定できない。医師に定額の保証をし、無医村化を回避し、かつ対貧困者の医療の隘路

として定礼が始まった所が多く、典型例では、神興村手光、津丸、上西郷村本木、岬村鐘崎などである。¹³⁾

他方これに反して行政的な「(地)区」としてではなく、個人の資格で、医療の受診の有無に関係なく医師と年間米一俵で年間契約したという定礼もあった。つまり、明治〜大正期の農家が罹患時、現金の支出に困窮したからの対策である。端的に言えば「定礼の目的が必ずしも相互扶助ではなかった」という事例もあり「東郷村久原」がその例に相当すると井上は指摘している。この例は自助・共助・公助のうちの現代流でいう米国型の自助努力型に該当しよう。しかし「相互扶助を目的とした本来の意味の定礼は、ほとんどが全戸加入で、かつ昭和期まで続いていた。これに反し、自分の健康を守るためだけの定礼は、区としての加入率も低く、大正前期で終わったという古老が多い。」¹⁴⁾という。大正デモクラシーの時期に終わったとは実に考えさせられる。

5 宗像郡地区以外の定礼地域

遠賀川筋の遠賀郡・嘉穂郡(古老、明治〜大正頃の定礼の記憶)、久留米医師会史(明治前半期の定礼の簡単な記載)、宗像郡との郡境近くの鞍手郡(昭和期)、朝倉郡小石原村小石原、粕屋郡久原村中区(新設、昭和十一年)等が知られる。

6 定礼のなかった地区(八〇歳を超える老翁が定礼を知らなかった地区)¹⁵⁾

「郡内の定礼のあった所は一般に純農村に濃密であった。逆に定礼のなかった所、即ち八十歳を超える老翁が定礼を知らなかった所」として次を井上は指摘している。すなわち、① 海岸の漁村、及びこれに接する農村には定礼はなかった。例外として、開始時期は遅いが、鐘崎、大島村がある。② 農業以外の雑多な人口の多かった所にまなかつた。まともり難く、連帯感が形成されにくい。郡役所の在った東郷村東郷。下西郷村福岡(国鉄駅があり、宮地嶽神社の門前町)、赤間村赤間(宿場町、商業地)。③ 純農村でも、その区に医師はいないが、近隣の区に

医師が多く、医療に事欠かない所も定礼はなかった。「オレたちの村の先生」という医師に対する愛着心が村人生起しなかったから。

7 「何故に筑前宗像郡に定礼(常礼)が起こったか」

井上隆三郎は、「何故に筑前宗像郡に起こったか」について簡潔に次の①～③にまとめている。

- ① 宗像郡が筑前国に属していたこと。同じ福岡県でも、筑後・豊前などの諸藩にこのような徹底した相互扶助制度の記はない。他藩に見られるような「捨子禁止令」ではなく、捨子をしないで済むようにする物心にわたる具体的「産子養育制度」が素地としてあったこと。
- ② 神郡として一つのまとまりがあったこと。宗像の地は記紀の日本開国の神話時代から「胸形(ムナカタ)」の名で呼ばれ、今日まで、一つの郡としての地域と名称を保ってきた。しかも大化の改新以後、宗像神社がこの郡を領有することを許されてからは、この郡の民は九州でただ一つの「神郡」として、その総氏子であることを誇りにして結ばれてきた。つまり、宗像神社は単なる地域共同体ではなく、敬神の念で結ばれた精神共同体(Die Gemeinschaft)でもあった。したがって連帯感も強かったとみるべきである。
- ③ 郡内の農村で「こもり」という儀式がよく行われていたこと。昔、農業が天候にひどく左右されたころ、農村では豊作を神に祈ることが多かった。この場合、同じ地区の人々が、適当な場所、多くは氏神の境内に「こもって」泊まり、五穀の豊稔を祈ることがある。即ち「こもり」である。苗代こもり、満作こもり、さなほりなどがある。こもりは一種の共同生活であり、起居飲食を共にすることから、人々は親愛感を高め、同じ地区に住む者としての連帯感を高めるものである。このような和気あいあいとした雰囲気の中で、村の根本的な制度が決められることも多い。たとえば〈命がけの航海〉の章(筆者註、割愛)で述べた神興村手光区の例をひこう。ここでは「苗代こもり」をかねて丘に集まり、赤痢から命拾った思いや沖ノ島の神に謝したが、この「苗代こもり」は同区の常礼がকাশし出される重要な舞台となった。

これ等①～③が、定礼が宗像郡に起こった「その理由であったかもしれない。」¹⁶⁾という。筆者は③項は極めて重要と考える。「宗像」は古くは宗形、胸形とも表記し、宗像神社(宗像大社)の所在地(田島)として敬重されて

きた。宗像大社は福岡県宗像市にある元官幣大社であり、横を流れる釣川は氾濫で周辺住民を農業経済面で悩ませ、故に氾濫無き無事安穩祈願のこもりは実際生活上重要であった。

五 定礼のあった津丸区には「こもり」が存在、

定礼のなかった村山田区には「こもり」は皆無

筑前宗像という空間は、古野清人『農耕儀礼の研究―筑前宗像における調査―』⁽¹⁷⁾によれば「戦前までの宗像郡は、よそに比べてはるかに「こもり」が多かった。」⁽¹⁸⁾と指摘している。農耕儀礼調査では郡内の「神興村じんこうむら」⁽¹⁹⁾の中では津丸区と村山田区の農耕儀礼の調査」がなされている。古野の調査を踏まえ、井上は「興味深いことには定礼のあった津丸区には五つのこもりが記録され、定礼のなかった村山田区にはこもりは一つも記録されていない。」と指摘する。そのうえで「こもりが連帯感を高め、定礼が連帯感の賜物であるとしたら、これは偶然の一致であろうか」と考え「それはともかくとして、このような「こもり」の場を通して、人々はお互いに精神共同体であるとの意識を一層たかめ、相扶け合う定礼制度を築いていったのであろう。」と括っている。

そうであるならば定礼の基層に宗教的であるこもりが存在していたといえてくる。医療制度形成の背景に宗教が基盤的に係わっていたことになる。つまり、定礼とこもりとは、医療・医療経済・宗教との三層の表裏関係が看取出来ることになる。仏教経済が連関してくると思量される。

六 「こもり」空間と「定礼（常礼）」空間との相関性

井上のいう「こもり」と「定礼」とを地形図及び航空写真等で見ると、確かに定礼地区空間の広がり、こもり

(籠り) 地域空間の広がりとは一致するかまたは大半が重なる(地形図・写真は略)。

ところで古野清人は前著で宗像の農民・宗像人に関して次のように記している。

民間信仰には多くの呪術的要素が含まれているが、宗像の農民もまた、(呪術的人間)であった。勿論、神郡を誇るだけに敬神の念は他郡よりも強いように思われる。とくに宗像神社の総氏子で、(田島様)には格別の敬意を抱いてきた。その秋の放生会は郡中の人々が大勢詣でる最も賑かな大祭である。宗像人は概して仏教の熱心な信者ではないようだ。わたしの記憶している限り、大きく華麗な仏壇を有している家はなかった。

「宗像人は概して仏教の熱心な信者ではないようだ」という指摘に従えば、はたして、最古の定礼地区といわれた舍利蔵地区での、舍利山観音院勝寶寺跡観音堂由縁で四百年余も続いていると推定される「拾月祭」・「行基祭」が懇ろに行われている現象は古野の見解に矛盾するのかが筆者は気になる。同様に(と古さが推定される)天降神社の「宮座」の祭事も古きに遡るのだが、それらの宗教的空間・籠り堂で人々が寄り集まって村を語り村の安穩と発展を祈るといふ事象と記録・誌等をどうみるか。神仏習合での神と仏との比重の傾斜関係はいかがか。

『筑前国続風土記拾遺』の「舍利倉村」の項の記に「産神ハ裏糟屋郡薦野村天降天神也、此村慶長の頃迄ハ糟屋郡の内にて米多比村ニ隸せり、其後当郡内となり、粕屋郡に接して山の間ニある村也、此地田圃肥饒なる事、國中第一二の土品なる由本編ニ見へたり、村中ニ舍利山勝寶寺と云古寺の跡有、村の名も是より起れり、(中略)○舍利山勝寶寺址 水上ニ在、養老二年行基開基の寺にて仏舍利を安置せしと云り」(前掲『福岡町史 資料編一』、一四四頁)とみえている。

村名「舍利蔵」の由来が仏者行基が仏舍利を安置し舍利山観音院勝寶寺を建立したという縁起の語りが見える。

ところで安置したその仏舍利を行基はいかに入手し持参したのか。背後の師匠道昭からか。道昭は玄奘から仏舍利を受けたと伝わる。玄奘・道昭・行基の師弟の流れが思い浮かぶ。往時参拝客多数で「仏のおわす山」と呼称された寺の格式といのり・信仰が思われる。仏舎利の名が見える古文書は他にもある。

七 「こもり」・「籠り堂」と共食・共飲共食・「黄泉戸喫」の原理

i 「こもり」と「籠り堂」の定義

「こもり」【隠・籠り】とは①「こもること。隠れてあらわれないこと。②社寺に泊まって祈願をこめること。平家物語12「正月のほどは、長谷寺に御―と聞え候ひしが」とみえる。「こもり」をする場は「こもり・どう【籠り堂】社寺で、信者がこもり祈念する堂。」である。

ii 舍利山縁起奉読（毎年正月、祥雲寺住職）

舍利蔵村では、かつて舍利山観音院勝寶寺跡の観音堂の熊野権現において、「毎年正月三日村民集ひて種蒔の祭事をなす。呪文を唱へ年穀を祈る」祭礼があったというが、今はなく、その祭で唱えられた呪文だけが記録として残っている。⁽²¹⁾といわれるが、本木村祥雲寺（曹洞宗）住職に拠れば、例えば二〇一八年正月にも、観音堂において舍利山縁起文の奉読をしたという。その貴重な奉読縁起資料（写し）は筆者の手元にある。

iii 数百年以上継続の「花祭り」（四月八日に近い日曜日）

「観音堂では四月八日に近い日曜日に、釈迦の誕生日を祝う【花祭り】が行われている。数百年以上続いているという祭では、ツバキ、ツツジなどを屋根などに飾り付けた木製の台座に、金属製の釈迦像（二〇cm）を据え、ひしゃくですくった甘茶をかける。⁽²²⁾」と。

iv 共同飲食・「黄泉戸喫」(「古事記」) 想起

a 共同飲食

特定の機会に家族・親族・地域社会・職場・趣味の仲間などの成員が集まって、同じ飲食物を共に飲食する行為。共食・共飲共食ともいう。神道では、特に同じ神を崇拝する集団(神職及び氏子)が祭りの後などに神饌や供物を共同して飲食することをいう。また、「神と人が共に飲食すること」を指して神人共食とも称する。なお共食と対比されるのは、一人での食事を「孤食」と呼ぶことがある。一九九〇年代に日本で同じ家族がバラバラに食べる「個食」が注目されだし、家族の絆の問題とされたけれども、同時に「ランチメイト症候群」(町沢静夫命名)や「孤食」も家族社会問題となつてゐる。

b 『古事記』に「黄泉戸喫」の話

伊弉諾尊・伊邪那岐命(古くはイザナキノミコト)と伊弉冉尊・伊邪那美命(古くはイザナミノミコト)とは夫婦である。日本神話で、イザナミノミコトは火の神を生んだために死に、夫神と別れて黄泉国に住むようになる。夫のイザナキノミコトは黄泉国に行った妻神を迎えに行く。しかし「よく来て下さったけれども、わたしはもう帰れません。なぜなら、黄泉の国の食事をいただいて黄泉の国の一員になったので、地上には戻れないのです。」との話は贅言不要である。当故事話は、端的には、集団の仲間と一緒に食事をする、その集団の一員になるという規範の語りである。公務員の接待汚職の背景的原理は想像できる。

翻って「こもり」での共飲共食は、いのり・願いを同じくする地域住民の紐帯形成の要素となる。巷間という一宿一飯云々の言為は想像に難くない。紐帯は地区行政組織の結合ともなる。こもり地域と定礼(常礼)地区との一致か否かを考えるときの「こもり」の場面と根柢の基盤が看取出来るのではなからうか。舍利蔵村での、舍利山

観音院勝寶寺観音堂での「拾月祭・行基祭」は、別項でもみるが、僧や神主の関与はなく、また特別な儀式もおこなわれておらず、観音像へのお供えと共同飲食だけである。同様にして役年やくどしの者の司りで住民だけで天降神社の祭事も、集団で共食・共飲共食の場・座があれば、共同体の一員の相互確認行為の機能を持つといえよう。相互扶助思想も芽生えよう。定礼(常札)の構想も生じ得よう。加えて寺社の神仏習合である。絆は強固となろう。(太字筆者)

c 「定礼」と「こもり」とは決して無関係ではない

否、表裏一体の関係との穿ちを禁じ得ない。さらに舍利蔵村の舍利山観音院勝寶寺観音堂での熊野権現に豊穰を祈る祭が毎年一月三日におこなわれ、「舍利山縁起」が近隣の祥雲寺住職によつて誦まれている。その舍利山縁起の文中に「行基」の名が見えている。

八 宗像郡上西郷の本木村と舍利蔵村

1 本木村の祥雲寺住職と舍利蔵村の舍利山観音院勝寶寺縁起

上にみた「本木村治助」の本木村は実は舍利蔵村と密接している。寺院関係でも、本木村の祥雲寺(曹洞宗)と舍利蔵村の舍利山観音院勝寶寺(跡)及び観音堂(宗派不詳、祥雲寺に属すると記にもみえる)との距離は六一〇mと至近距離にある。観音堂等にての行事に本木村の祥雲寺住職が係わる因縁もある。本木村と舍利蔵村とは行政区分は異なるが、ごく近い隣接村である。しかもこもり空間は連なっている。祥雲寺の総代で「代々農業を生業として繁栄を続け、約六百年以上に亘る家系を誇る家柄であり、地区屈指の旧家」である水上家が舍利蔵村にあることは極めて注目すべきである。定礼開始前史の証人家系でもあると推定されよう。

舍利蔵村は「内務省が福岡県に命じて作らせた調査記録(昭和十年頃の福岡県調査)」からすれば、定礼最古の

村である⁽²³⁾。最古説には異説があるが詳細は今は省く。舍利蔵村は「行基所持シ玉フ肉付ノ仏舍利ヲ塔ニ納玉フ、仍テ舍利山観音院勝寶寺と号ス」(「舍利山観音院勝寶寺縁起」(舍利蔵)(舍利蔵区有文書四)⁽²⁴⁾とみえるように、用語「舍利」に由来する行政名が舍利蔵村(現在 福岡県福津市)である。「国及びその機関」である村の公的名称が舍利蔵である。故にか往時「仏のおわす山」と称されたと伝わる。仏教者には聖地であった。往時は、子院十五坊を抱える大寺で、宗像(郡)をはじめ遠賀(郡)、粕屋(郡)方面から多くの参拝客が来たという。宗教祭祀空間のメツカの様相が窺われる。史上、「定礼は、奇しくも宗像、鞍手、粕屋の三郡の境にある山村で、しかもお互いに近い。」地域である⁽²⁵⁾。しかし歴史上武士の戦禍で、舍利山観音院勝寶寺は建造物は焼失し「今は廃寺となり、観音堂などの小庵が残るだけ」である。三郡の境界にある三叉路(Trifurc)空間である。三叉路は全体的見渡しが良く出来る場として語源からしても洋の古今東西の自明裡的な「常識」の語りそのものでもある。こもりの場合は、四方八方を俯瞰するに適所である。津波の避難場所等でもある用語「社」は文字学からいっても意味深い。社寺のこもりの堂は重要である。

i 舍利蔵村舍利山観音院勝寶寺(跡)について

i・a 『筑前国統風土記拾遺』の「舍利倉村」の項の記に

産神ハ裏糟屋郡薦野村天降天神也、此村慶長の頃迄ハ糟屋郡の内にて米多比村ニ隸せり、其後当郡内となり、粕屋郡に接して山の間ニある村也、此地田圃肥饒なる事、國中第一二の土品なる由本編ニ見へたり、村中ニ舍利山 勝寶寺と云古寺の跡有、村の名も是より起れり、(中略)

○舍利山勝寶寺址 水上ニ在、養老二年行基開基の寺にて仏舍利を安置せしと云り、昔時、子院も十五坊有しと云フ<sup>坊？今村中
所？三幾れり</sup>今は廃絶して観音堂并小庵のみありて勝宝庵と云フ<sup>續後三正
法地作ル</sup>本尊十一面観音ハ行基の作也と云、行基の木像をも側ニ安置す、寺内凡四百五十坪程あり、今ハ禪宗本木村祥雲寺ニ属す、此処村中ニ有て、林木蓊鬱ニ細泉の流絶す、市塵を隔て壺区也、堂の後ニ熊野権現社あり、此社にて毎年正月三日、村人集ひて種時の祭と云事をなす、呪文を唱へ年穀を祈る例也(太字筆者)

とみえる。福津市舍利蔵村に在る勝寶寺は、隣接の同じく福津市の本木村に在る祥雲寺（可久山 祥雲寺、曹洞宗）との距離は六一〇mだが、勝寶寺に最も近いのは隣接の古賀市在の「瑠璃光山行基院、清瀧寺、天台宗」であり五六〇mである。地理的にも最も近く、同時に「行基院」との呼称は行基とは因縁深い。しかし勝寶寺（跡）は「今八禅宗本木村祥雲寺ニ属す」るのである。

i・b 『筑陽記』の記に「舍利蔵村 弁財天社 観音堂」とみえる。⁽²⁷⁾

i・c 『筑前国統風土記』の記に「舍利倉村 山のかたはらにある村也、此地田圃肥饒なる事、國中第一二の上品也」とみえる。⁽²⁸⁾

i・d 『筑前国統風土記附録』の記に

舍利蔵村 本編に出たり、産神社、
原野村天降、産神なり ○貴船社 天、毘沙門、相殿、○観音堂 ミナガ、
三間、四面 本尊観音三十三仏 といふ、行基の作 弥陀の三尊及行基の木像をも安置す、此地昔ハ舍利山勝宝寺といへる寺ありし跡なり、養老二年行基の開基にて昔ハさばかりの大き寺なりしにや、子院も十五坊 に、其谷の内ありしといふ、今ハ衰廢して其時の観音仏のミ残れり、堂守の庵を勝宝庵といふ、釈迦地藏を安置す、本木村祥雲寺に属せり、境内に熊野社・天満宮・祇園社・大日堂あり（後略）

とみえる。⁽²⁹⁾

i・e 本木村 祥雲寺…『筑前国統風土記拾遺』卷之三十八の「宗像郡 下 本木村」の記に「○祥雲寺 可久山と号す。谷鞘に在。幽僻にして愛すへし。禅宗洞家博多明光寺に属せり。應永三十一年一四二四 明光寺二世僧天性開基せりといふ。宗像家の時代二町の寺産有。今ハ寺産なし。」とみえる。

ii 舍利蔵村の『拾月祭』（福岡県文化財指定、昭和三十五年）³⁰

ii・a・① 祭祀組織『拾月祭』の呼称「十月祭」・「行基祭」考

舍利山観音院勝寶寺跡観音堂での『拾月祭』について『福岡町史 資料編四』に次の記がある。すなわち「舍利蔵では天正三年（一五七五）からの『拾月祭』と、明治十七年（一八八四）以来の『天降神社御祭』を載せた。前者が十月祭または行基祭、後者が宮座と呼ばれ、今日も続けられている。本木川上流の山間部に位置する舍利蔵は、文祿年間（一五九二―九五）は粕屋郡米多比村ねたひのうちに属していたが、後に分村して宗像郡に属し、『慶長国絵図』では一七〇石余、『元禄国絵図』では一九四石余の村として記されている。寛政期（一七八九―一八〇〇）の村高も一九四石余、田八町八反余、畑一五町九反余、戸数は二七軒であった。明治初年の調査による戸数も二六軒であり、戸数は寛政期からほぼ固定している。山間部にあるが村位は高く、『国中第二ノ品ニ下ラス』「居民貧シカラス」と報告されている。³¹興味深いのは「行基祭」との記である。十月祭については次のように『福岡町史 資料編四』は記している。

十月祭は、「養老二年（七一八）に行基が開基したと伝えられる舍利山勝宝寺跡の観音堂で開かれている。文化十一年（八一四）から調査が始まった。『筑前国続風土記拾遺』には、「舍利山勝宝寺跡 水上に在る、養老二年行基開基の寺にて仏舍利を安置せしといへり。昔時子院十五坊有しといふ。今ハ廢絶して観音堂並に小庵のみありて勝宝庵といふ。本尊十一面観音像ハ行基の作也と云（後略）」で「水上」という記がみえる。現在の堂内に安置される「十一面観音像は、江戸期に作成された一木造の像で有り（八六・二纏）、その前で十月祭は開かれている。僧や神主の関与はなく、また特別な儀式もおこなわれておらず、観音像へのお供えと共同飲食がおこなわれている。

天正三年から十月祭の当番名を書き継いできた『十月祭』は、昭和三十五年に福岡県文化財に指定されており「記載形式は（略）当初は「番号と人名を記すだけであるが、七一番から「酉ノ年」と干支を書き、二五〇番からは「文正八年酉年改ル」

と年号が付される。文政八年から逆算すると一番は天正三年に合致する。(ただし、弘化元年に二六四番と書くべきところを、二七四番と誤記し、そのまま引き継がれている)。「拾月祭」の帳簿はもともと巻紙形式であったが、一〇〇番前後の延宝期(一六七三〜八〇)から今日の書冊形態に改められている。当番者の呼び方は「明示三十二年から座元と記すようになるが、以前は不明」である。人数は、「右にあるように二人制であったが、寛永二十年(一六四三)から一人当番となる。慶長期までの構成員は一人であり、寛永期から一人固定し、明治期まで続く。そして大正・昭和期には一人に増加」している。祭日は「嘉 永元年申十月十八日」とあり、今も十月十八日に開かれている。

注目すべきは「仏教寺院の観音堂で、『拾月祭』の座が組織され、天正三(一五七五)年より四百年以上にわたる帳簿(いわゆる祭座帳)が遺されている」のである。当番者の呼び方は明治三十二年から「座元」となるが、以前は不明という⁽³³⁾。祭座で地区連帯の精神的な語り、村落のいろいろな決定事項が語られ祈られたことが推定されよう。話題は、農耕のこと、病気のこと、飢饉のこと、水害等稲作をめぐる等山積であろう。

なお「天正三年拾月起拾月祭座帳」の「原本は舍利蔵区集落センターに有り、自治会が管理する形になっている」(福津市教育委員会文化財課 南時夫氏)。また「舍利山縁起⁽³⁴⁾」の原本は前記「天正三年の祭座帳と同様、舍利蔵区集落センターで自治会が保管されています。毎年一月三日は、舍利山縁起が近隣の祥雲寺住職によって誦まれ」ている(前掲南時夫氏。祥雲寺住職 毛井正就氏)。

また十月十八日には、「拾月祭」と称し、山・海・野のものをお供えとして、盛大に直会が営まれ、この座を仕切る三人の座持の氏名、献立などが、天正三(一五七五)年より四百年以上祭座帳として記録(前掲南時夫氏)されてきている。農村祭祀の民俗資料として、昭和四十四年、福岡県の有形民俗文化財として指定されている。勝寶寺跡境内の観音堂で、一月三日は祥雲寺住職が舍利山縁起を誦し、当年の豊作を願い祈る。飢饉など無きようにと。結果の出る十月には、感謝祭を行う。感謝の祈りである。観音堂は農村の経済的安定を祈願し感謝するという

聖と俗とを架橋する祈り・籠りの祭祀空間・場である。大人や子供達への日常生活や非日常の冠婚葬祭に対する目配りや思いを遣る場である。

ii・a・②「舍利山観音院勝宝寺縁起」(舍利蔵) (舍利蔵区有文書四) の記 (全文)

抑、宗像郡舍利蔵村舍利山観音院勝寶(宝)寺ハ、人王四十五代聖武天皇神龜元年、行基菩薩ノ開闢ナリ、今于ニ丹治姓薦野氏式部少輔峯延願主トシテ類ニ經レ天聰一ニ行基菩薩ヲ招待セリ。

行基ハ泉州大島ノ人、姓ハ高志氏、天智天皇七年ニ誕生、天平廿有一年二月二日春秋八十二歳、於ニ菅源寺ニ入寂玉フ、元亨釈書ニ詳ナリ、往レ昔当国ノ探題丹治姓薦野氏式部少輔峯延朝臣ハ天皇十三代ノ裔、元正・聖武ノ二代ニ歷任シ、氣稟秀徹ニシテ武勇ノ誉天下ニ普ク仁政智謀ノ良将ナリ、薦野ノ内曰カ嶽ニ居城シ玉フ、常ニ三宝ヲ帰テ日課甚多、在時峯延家臣ヲ集テ語り玉ク、吾レ作(昨)夜月闌ニシテ四方物靜ナルニ夢トモナク現トモナク、異形ノ老翁忽然ト来リ告テ曰ク、我此地ニ垂跡一萬歳、一切衆生爲メニ濟度ノ一南方補陀落ク山ヨリ来ス、サレドモ未ダ我レ知レ汝、宝祚重榮、国家安全、子孫繁榮ノ思ハ此地ニ一字ノ伽藍ヲ可ニ建立、此地ハ是前仏成道ノ地ナリ、行基菩薩ハ此レ則救世ノ薩藉ナリ、諸州ヲ行脚シ所ニ仏閣を造立シ仏像ヲ刻彫ス、今幸ニ筑ノ後、州石垣山観音寺ニ在ス、急此僧ヲ請シテ伽藍ヲ可ニ建立ス、必心願圓滿ナラン、我又守護ノ神ト成テ仏法ヲ擁護スベシト、告終リテ夢ノ醒ルガ如シ野ノ老翁ハ鎮守ノ家臣等奇特ノ靈夢ナルコトヲ感ジテ類ニ堂宇造作ヲ勸ム、峯延軍議一致セリト悦ビ行基ノ来儀ヲ待給ヒヌ、其比行基ハ筑ノ後州竹ノ郡石垣山観音寺ヲ開玉フト聞テ急ギ上座郡ニ出向ヒヌ、菩薩ハ観音寺成就シテして当国ニ趣キ玉フカ、此郡ニシテ面謁シ靈夢ノ始終ヲ委ク語申サレケレバ、生仏感応ノ告不可黙止トテ峯延ヲ伴ヒ直ニ此地ニ来リ、山勢地形ヲ巡見シ玉フニ森々タル茂林ハ沙羅双樹ノ粧ヒ、淡々タル流水ハ跋堤河ニ異ナラズ最勝ノ靈地ナリトテ仏閣ヲ建立シ仏像ヲ刻彫シ玉フ、釈迦堂・阿弥陀堂・権現堂・祇園の社・弁財天・觀世音各一刀三札ナリ、中堂、講堂、舍利塔、鐘樓堂、寺中ノ僧坊十五箇寺、峯延則薪、水ノ領トテ当郡ノ内津丸村・久末村・内殿村・土西郷(村脱カ)・下西郷村ノ間ニテ三十丁田地寄附セラレケレバ、爲ニ子孫繁榮、六時ノ勤行、常法華転読ノ般若、月々ノ論議、秘密ノ勤行、無ニ怠慢、行基此寺ニ住シ玉フトコト数年、在時踊躍シテ曰ク、今既ニ伽藍成就セリ、今ヨリ後末代ニ至マデ毎年正月三日ヨリ同六日マデ五穀成、熟ノ種蒔ヅ可ニ執行

○シウシヤウコンクワンヲコナイテテソクサンヨリ富クタリ地ヨリホウシライノホリ君子ヤウリヤウサンニヤウ 如意ノ富ナレハフレリヤミ

○シウシヤウコンクワンヲコナイテ宝水川ノ流ニテ千万町ニカケムカエチトセノ秋ノミタネマキマケドモミツキモセズコレヤミミ富フレリミミ

○シウシヤウコンクワンヲコナイテ田ノウラコトニウケトリテ大ロク天ノカマヲトリ千代フルミクラニ納置妻子ケンソクヤウユクスフレリヤミミ富フレリミミ

ト言テ転倒ス、一日一夜ヲ期シテ正念ス（續行権觀龍ノミヨリ託シテ玉ウツトヨリ託）末代ノ則本地觀世音菩薩ナリ、又行基所持シ玉フ肉付ノ仏舍利ヲ塔ニ納玉フ、仍テ舍利山觀音院勝寶寺ト号ス、本尊ノ靈驗ヲ聞テ歩ヲ運ブ者群集セリ、元曆年中諸国兵乱不穩、峯延ヨリ廿代ノ末丹治太夫峯増、今薦野ノ内白カ城ニ在住セラレケルガ鎌倉勢ニ襲レケル時、堂閣僧坊一字モ不殘焼失ス、城主東勢ト戦コト数日、峯増長策ヲ廻シ寄乎ノ大勢ヲ追払ヒ度度ニ勝利ヲ得玉ヒヌ、其頃ノ兵火ニ宝物旧記不殘焼失ス、種好具足ノ仏体ハ雲ニ乗ジテ飛去リ玉ヒヌ、不思議ナリシコトトモナリ、軍散シテ後、当山ノ辰巳ニ当テ夜々光アリケレバ、邑民怪シク思ヒ攀登テ見レバ、弥陀・觀音・三所権現・弁財天ノ像皆山上ニ御座シケリ、其後村長一字ヲ造立セリ、堂樓僧坊今ハ民屋ト成テ、月々ノ講演モ打絶六時精進ノ勤行モ怠レリ、唯一宇ノ艸庵、寺号ノミ殘レリ、後人ノ恨みアランコトヲ思ヒテ秃筆ヲ不レ恥其興廢ヲ記而已（ノミ）

于時宝永二（一七〇五）在年乙酉二月中七日

水上甚右衛門氏重謹而于贅

この文書は「宝永二年（一七〇五）」版であり『福岡町史』に掲載されている。（註）なお「安政四年」版もあるが安政四年の翻刻文は町史に掲載されていない。宝永二年は奇しくも伊勢詣で大流行の年である。日本の全人口三千万余の一割の三百万余が、四月〜五月の一ヶ月の間に伊勢の神宮に参詣したとされる。

この舍利蔵では、天降神社（神龜元年_二七二四年）よりも勝宝寺跡の観音様（註：観音堂）の方が重要視されており、繰り返すが、毎年一月三日には、村民が集う中、本木の曹洞宗祥雲寺住職（舍利山觀音院勝寶寺との距離六一〇メートル。平成三十年一月三日現在、住職は毛井正就氏、福津市本木）により舍利山縁起が誦まれ、その年の豊年を願う。古野がいう「宗像人は概して仏教の熱心な信者ではないようだ。」とは様相が違って、肝腎な舍利蔵定礼地区における祭事では、仏教の熱心な信者といえてこよう。

2 祭祀組織『天降神社御祭』・宮座考

『福岡町史 資料編 四 宮座関係資料』の「二 舍利蔵区」の項に次の記がみえる。

また宮座の『天降神社御祭』には「抑三百余年ニ相成候処、去ル明治十七年焼失ニテ帳簿等も相改申候」とあり、これが古帳の焼失によって、新たに作られた帳簿であることを教えてくれる。明治十七年からの「座当番」名が書き継がれ、同年は「三百十七年ノ座」であるとす。古帳が残っておれば、十月祭と同時期に始まった祭礼ということになるが、残念ながら古帳は現存しない。明治十七年以後の構成員は二十七人であり、明治初年の戸数が二六軒であったから、ほぼ全員参加による宮座であった。これに対し十月祭は明治期まで一五人の交替であった。

宮座が開かれる天降神社はもとから舍利蔵にあったのではなく、隣接する粕屋郡薦野の天降神社を明治二年（一八六九）に勧請したものである。薦野の天降神社は神龜二年（七二五）の創立といわれ、薦野・米多比（粕屋郡）、舍利蔵（宗像郡）の三カ村を氏子区域とした。確かに、寛延三年（一七五〇）の建立の鳥居には「三箇村産子中」とあり最近まで舍利蔵の氏子総代が薦野の天降神社祭礼に参加していたという。

3 舍利蔵の祭礼

「舍利蔵の祭礼は十月祭（行基祭）、宮座のほかに、（四月に）観音堂での花祭り（グラビア）などがあり、またかつて観音堂の熊野権現において、「毎年正月三日村民集ひて種蒔の祭といふ事をなす。呪文を唱へ年穀を祈る」祭礼があったというが、今はなく、その祭で唱えられた呪文だけが記録として残っている。³⁷⁾とあるが、しかし、別項で述べたように、二〇一八年正月には「舍利山観音院勝宝寺縁起」を奉読（祥雲寺住職）が成されたと筆者は聞いた。

i 舍利蔵村の『拾月祭』（十月祭）・『行基祭』と『天降神社御祭』の「座」の帳簿（祭座帳等）

舍利山観音院勝宝寺観音堂では、天正三（一五七五）年より四百年以上祭座帳が今なお綴られ自治体で管理され

てきているという。往古よりの記録は非常に貴重である。また宮座の方も「明治十七年焼失ニテ帳簿」が消失し、新に帳簿が作成された旨が記されているが、これも「三百十七年ノ座」という歴史のあることの傍証となる。寺院と神社との神仏習合の空間的広がりや歴史にも遡及・推定されよう。祭座帳乃至は帳簿は、三百年〜四百年にまで遡ることが不可能ではないとされる。祈りかつ帳簿作成に係わる「籠り堂」での「こもり」の「座」は定礼を構想する場面と根柢になっていたのではないかと穿ちを筆者は禁じ得ないことを記しておきたい。

まとめ

定礼制度は、九州筑前の神郡宗像地区に古くから根付いていた貧富分相応の保険料（米）で、貧富差別無く最高の医療を受診出来るという画期的相互扶助制度であり、しかも医者と庶民との強い紐帯があった。定礼（常礼）の仕組みが昭和十年当時の内務省保険局調査により国民健康保険の制度設計の下地になったことを確認した。

定礼は行政区画的で行政目的である。舍利蔵のこもりは精神空間で「一定の地域的範囲の上に、人々が住む環境基盤、地域の暮し、地域の自治の仕組みを含んで成立している生活共同体。コミュニティー」⁽³⁸⁾であるといえまいか。こもりが尽十方界を思惟し、いのり、現実の四大（身体）の具体的問題解決の制度設計・定礼という処方箋を具体的に案出・提示したといえまいか。今後の研究課題である。

国が福岡県に命じた調査で、宗像の定礼の最も古いとした舍利蔵村では『拾月祭』（十月祭）・『行基祭』や『天降神社御祭』が行われてきている。祭礼と宮座である。「行基祭」という言為は彼の思考と行動、生育環境での学習性に関する彼の視野へと誘われ、行基の往時の業績即ち困窮者救済施設の造営、舍利山観音院勝寶寺等寺院建立、搬送労役救済のための架橋工事等は、先端的知識技能を有していた職能集団社会で生育した教育環境から獲得した

思考と行動の智慧が応用仏教として具現化した具体物である。その具体例として、往時、行基が作詩したと伝わる伊勢の神宮境内で「間の山節」（涅槃四句）の偈文によって唱歌教種を作詩した内の一つ）を比丘尼（御師の妻）達に唄わせた。その「間の山節」は「南無阿弥陀仏」と称える歌であり浮屠に「神前に入事を許さず」とする神宮内で歌わせる気概は驚きである。だがそれが人々の琴線に触れながら時代を下り江戸期宝永二（一七〇五）年の伊勢詣での大流行を経て現今の巷間にも伝わる。行基作詩とも気付かずに現今に歌っている。想像の及び付かない時空で行基は俗世の人々の生を動機づけているといえまいか。ならば舍利蔵の観音堂での「こもり」における「いのり」・「祈願」・「祭事」に、間接的であれ行基は何かを伝え託しては居ないか、関与していないか、否かとの素朴な穿ちを禁じ得なくなる。単なる観念論に終始しないで、敢えて言えば実念論的にも考えて、実用的・実学的な医療倫理と医療経理上の習合的問題解決策として定礼（常礼）を醸成する智慧を働かせる契機を遠くから人々に与えてきたのではないかとの穿ちを筆者は禁じ得ない。こもり・祈りの世界はそのようなものであるまいか。行基は仏教者が上求菩提・修行世界に閉じこもるのではなく巷間に下化衆生・具体的に活動展開すべきと考える人物である。今後の課題は数多ある。本稿は覚書であり素描である。

本稿（管窺）で扱わなかった他の定礼（常礼）地区及びこもり地域についての検討は今後の課題である。皆様のご教示を切に願います。

附記

本稿作成に際し、福岡県福津市教育委員会（教育長 柴田幸尚氏、文化財課文化財係 南時夫氏）には、『福岡町史』（全六巻）の資・史料に関して貴重なご教示を賜りました。誠に感謝に堪えません。また、福津市本木の祥雲寺住職 毛井 正就氏には舍利山観音院勝寶寺（跡）に関する大変貴重な資料「舍利蔵村縁起ノ写シ」（宝永二年版）、及び祥雲寺総代で家系六百年を誇る

水上家当主の地域活動資料を提供して頂き合わせて非常に貴重なお話を賜りました。ここに記して皆様に深甚の謝意をあらわしたいと思えます。

【註】

- (1) 井上隆三郎『健保の源流―筑前宗像の定礼』、西日本新聞社、一九七九年、二七〇頁。
- (2) 井上隆三郎前掲書、七〇～七一頁。異説があり井上は考証しているが本稿では詳細は割愛する。
- (3) 二〇〇五年一月二十四日に津屋崎町と合併し、福津市となった。
- (4) 福岡町史編集委員会『福岡町史 通史編』、福岡町（現福岡県福津市）、平成十二年、一〇七八頁。
- (5) 『広辞苑』、岩波書店、平成二〇年、第六版、「こもり【隠・籠り】」の項。
- (6) 井上隆三郎前掲書、二七〇頁。
- (7) 井上隆三郎前掲書、二七〇頁。
- (8) 井上隆三郎前掲書、七〇～七一頁。
- (9) 井上隆三郎前掲書、七〇～七一頁。
- (10) 井上隆三郎前掲書、七九頁。
- (11) 井上隆三郎前掲書、八三頁。
- (12) 井上隆三郎前掲書、九五～一〇五頁。
- (13) 井上隆三郎前掲書、一〇五～一〇六頁。
- (14) 井上隆三郎前掲書、一〇六頁。
- (15) 「知らなかった」という認識・認知問題は単純ではない。
- (16) 井上隆三郎前掲書、二六七頁。
- (17) 古野清人『農耕儀礼の研究―筑前宗像における調査―』、東海大学出版会、一九七〇年。
- (18) 井上隆三郎前掲書、二七〇頁。
- (19) 『広辞苑』、岩波書店、平成二〇年、第六版、「こもり【隠・籠り】」の項。
- (20) 『広辞苑』、第六版、「籠り堂」の項。
- (21) 福岡町史編集委員会『福岡町史 資料編 四 宮座関係資料』、福岡町（現福岡県福津市）、平成九年、四九～五〇頁。
- (22) 読売新聞、五月二十五日（土）、朝刊。

- (23) 井上隆三郎前掲書、七〇～七一頁。「内務省が福岡県に命じて作らせた調査記録がある。此の調査では、福岡県宗像郡上西郷村舍利蔵(小山注。当時・福岡町。現・福津市)の定札が、当時より約百年前(天保年間、一八三五年ごろ)に始まり、最も古いとしている。つまり、昭和十年ごろの福岡県調査で、「定札の始まった時期が古いもの、及び不明のものは次」とおりである。これらは、奇しくも宗像、鞍手、粕屋の三郡の境にある山村で、しかもお互いに近い。調査記録に拠って、井上隆三郎は「宗像郡上西郷村内殿 不明。宗像郡上西郷村舍利蔵 約一〇〇年前。宗像郡上西郷村本木 約四〇～五〇年前。鞍手郡山口村山口・小原 不明。鞍手郡山口村山口・畑 不明。鞍手郡山口村山口・里 不明。鞍手郡山口村山口・浅ヶ谷 不明。鞍手郡山口村山口・野中 不明。：しかしながら、ここに一つの異説がある。それは、同調査では当時より四十～五十年前に始まったとされている上西郷村本木(小山注。当時・福岡町。現福津市)の定札が同じ時点で二百二十年も前の享保初年(一七一六)に始まったとする説である。」と井上は記している。井上は享保説に考証を加え、「不明」とある事項について検討を加えている。その結果「このようにして諸記録を考察すれば、宗像郡上西郷村本木、内殿、鞍手郡山口村山口の小原、畑、里、浅ヶ谷、野中の定札は最も古いとされていた舍利蔵に劣らず、あるいはそれ以上に古いかもしれない。そうして、健康保険の源流である定札は、これら宗像、鞍手の郡境の山村のいずれかから、天保(小山注：井上執筆時点から起算。ママ。「現在より百四十年前」)年間の江戸期に始まったものと考えられる。」と記している。
- (24) 福岡町史編集委員会『福岡町史 資料編二 美術・建築・民俗』福岡町、平成十年、五〇二頁。
- (25) 井上隆三郎前掲書、七〇頁。
- (26) 福岡町史編集委員会『福岡町史 資料編 一』、平成十一年、一四四頁。
- (27) 福岡町史編集委員会『福岡町史 資料編 一』、一三九頁。
- (28) 福岡町史編集委員会『福岡町史 資料編 一』、一三九頁。
- (29) 福岡町史編集委員会『福岡町史 資料編 一』、一三九頁。
- (30) 『福岡町史 資料編 四 宮座関係資料』、四十八頁。
- (31) 前掲『福岡町史 資料編 四 宮座関係資料』、四七～四八頁。
- (32) 資料では「文正」と記しているが、正しくは「文政」だとの「ふりがな註」を記している。(『福岡町史 資料編 四』、四四二頁。
- (33) 前掲『福岡町史 資料編 四』、四十九頁。
- (34) 「舍利山縁起」は宝永二年のものと安政四年のものがある。宝永二年版の翻刻文は『福岡町史 資料編二』に掲載。安政四年版の翻刻文は同誌に掲載されていない。

- (35) 福岡町史編集委員会『福岡町史 資料編 二 美術・建築・民俗』、福岡町（現 福岡県福津市）、平成十年、五〇〇～五〇二頁。
- (36) 前掲『福岡町史 資料編 四 宮座関係資料』、四九～五〇頁。
- (37) 前掲『福岡町史 資料編 四 宮座関係資料』、四九～五〇頁。
- (38) 『広辞苑』、「地域社会」の項。